

身体拘束等適正化のための指針

株式会社ソーシャル
代表取締役 小林 太

当社が運営する訪問介護事業所ソーシャルヘルパーサービスは、利用者に対して安定したサービスを提供するため、身体拘束等適正化のための指針を定める。

1 身体拘束等適正化のための基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的被害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないこととする。

2 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

3 拘束を行う基準について

緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の 3 つの要件を満たすことが必要であり、その場合でも判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。

③ 一時的

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) やむを得ず身体拘束を必要とする場合は、身体拘束適正化委員会(以下「委員会」という。)にて協議する。

(2) 協議の上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者がご利用者等、及びご家族等に対する同意書をもらう。

(3) 身体拘束を行っている間は経過観察を行い、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(4) 上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、ご本人、ご家族等に報告する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

本指針は、令和6年4月1日より施行する。